

P T A 規 約

【 令和8年3月 改正版 】

練馬区立開進第四中学校 P T A

練馬区立開進第四中学校 P T A 規約

第 1 章 総則

第 1 条 (名称・本部) この会は練馬区立開進第四中学校 P T A といい、活動時は「開四中サポーター」と呼称する。

本部を開進第四中学校（東京都練馬区羽沢 3 - 2 4 - 1）内に置く。

第 2 条 (目的) この会の保護者と教職員と地域社会とが、互いの教養を高め、家庭・学校・地域社会における教育の向上をはかり、協力して生徒の健全な成長発達を助けることを目的とする。

第 3 条 (方針) この会は、前条の目的を達するために、次の方針に従って活動する。

(1) この会は教育を本旨とする非営利的な地域社会教育団体として民主的に運営される。

(2) この会の会員は会員としての経験年数、あるいは所属する学校・地域・職場における地位・年齢・経歴などに関わりなく P T A 精神のもとに平等であり、対等に意見を述べることができる。

第 4 条 (学校長) 学校長は P T A 活動に対して助言し、意見を述べることができる。

第 2 章 事業

第 5 条 (事業) この会はこの会の目的と方針に従って、次の事業を行う。

(1) 生徒の地域環境と学校環境が教育的に向上するために、調査・学習を行い、必要に従って自治体や各機関、あるいは地域社会に働きかける。

(2) 学校教育に協力する。

(3) 会員の教育的教養の向上をはかる。

(4) 他校や地域社会及び目的を同じくする機関・団体との連絡協議にあたる。

第 3 章 会員

第 6 条 (資格) この会の会員は次の通りとする。

(1) 本校に在籍する生徒の保護者。

(2) 本校に勤務する教職員。

第 7 条 (会員の権利・義務) この会のすべての会員は平等に次の権利と義務をもつ。

(1) 総会等で意見を述べ、提案することができる。

(2) この会のすべての会議を傍聴し、すべての帳簿・議事録を閲覧することができる。

(3) 委員・役員に立候補することができる。尚、役員への立候補には、毎年 P T A 本部が定める立候補の届け出期間内に現職役員 2 名以上の推薦を得た上で所定の届け出をするものとする。

(4) 総会に出席する。

第 4 章 役員

第 8 条 この会に次の役員を、会員の中から選出し、その本役員をもって本部を構成する。

役員の実活動における名称を下記の通りとする。

尚、新 1 年生保護者に役員への推薦者がいた場合はこれを選出する。

本部代表 1 名（保護者）

本部スタッフ 7 名程度（内 1 名教職員）

- 第 9 条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 第 10 条 任期中に欠員が生じた場合、補充によって選出された役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第 11 条 役員の任務は次の通りとする。
- (1) 本部代表はこの会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 本部スタッフより下記の任務担当を置く。
 - ①本部代表を補佐し、本部代表に事故あるときはその職務を代行する者
 - ②会議の記録に当たり、文書の作成を行う者
 - ③活動サポート費の管理・この会の経理会計に当たる者
 - (3) 次年度役員候補者一覧の作成、候補者への委嘱、総会への推薦。業務（次年度役員候補者の提示）を行う。
 - (4) 任期年度の学校行事に関する保護者によるサポート系の募集と決定。
- 第 12 条 顧問は必要に応じて、学校長、役員 の推薦により委託できる。全ての会務において参加し、意見を述べるができる。
- 第 13 条 この会の経費は在校生保護者に対し任意で募る活動サポート費をこれにあてる。資金獲得については総会の承認が必要である。
- 第 14 条 本会の維持に支障のない限り、会費を定めない。
- 第 15 条 この会の会計年度および任期は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第 5 章 総会

- 第 16 条 総会はこの会の最高決議機関であって、全会員（在籍生徒の家庭数および教職員数）で構成される。
- 第 17 条 総会は会長が招集する。尚、対面による総会と書面総会（電磁的記録を含む）によることができるものとする。（効力はどちらも同じ）
- 第 18 条 総会は全会員の5分の1以上の出席（委任状含む）数を定足数とし成立する。書面総会の場合、定足数は同様に全会員の5分の1の議決権行使の提出（WEB回答含む）とし成立する。
- 第 19 条 総会は出席会員の中から議長を選んで以下のことを行う。
- (1) 活動報告・活動計画の審議と承認。
 - (2) 予算・活動費の管理および決算報告の審議と承認。
 - (3) 役員・会計監査・委員の選出及び承認。
 - (4) 規約の改正。
 - (5) その他重要事項の審議。
- 第 20 条 総会には定期総会と臨時総会があり、定期総会は年度末に行い、役員が必要と認められた時、または会員の10分の1以上からの要求があったときに開催する。
- 第 21 条 総会の開催日時・場所および議題は開催日の1週間前までに会員に通知する。
- 第 22 条 議決は出席および提出（WEB回答含む）会員の過半数の賛成によって決定する。
- 第 23 条 年度予算の編成と決算に当たる。

第 6 章 実行委員会

- 第 24 条 本会の運営に支障のない限り、実行委員会の機能を停止とする。

第 7 章 学級委員会

第 25 条 本会の運営に支障のない限り、学級委員会の機能を停止とする。

第 8 章 地域生活委員会

第 26 条 本会の運営に支障のない限り、地域生活委員会の機能を停止とする。

第 9 章 文化委員会

第 27 条 本会の運営に支障のない限り、文化委員会の機能を停止とする。

第 10 章 ベルマーク委員会

第 28 条 本会の運営に支障のない限り、ベルマーク委員会の機能を停止とする。

第 11 章 広報委員会

第 29 条 本会の運営に支障のない限り、広報委員会の機能を停止とする。

第 12 章 会計監査

第 30 条 会計監査は3名（内1名は教職員）とする。

会計監査はその年度の会計を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

会計監査は必要に応じ、随時監査を行うことができる。

会計監査の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第 13 章 個人情報の保護

第 31 条 本会が第2条に規定する目的達成および P T A 活動を推進するために必要とする。個人情報の取得、利用および管理について個人情報取り扱い規定を以下に定める。

- (1) 本会は会長または役員が、会員または会員になろうとするものから同意を得ることにより個人情報を取得する。
- (2) 本会が会員から取得する個人情報は、生徒および保護者の氏名、学年、学級、住所、電話番号、メールアドレス、緊急連絡先とする。
- (3) 本会が取得した個人情報は、P T A 本部役員が適正に管理する。

第 14 章 補則

第 32 条 この規約の改正は総会での3分の2以上の賛成を必要とする。

第 33 条 この規約に必要な細則は実行委員会で決めることができる。

細則を変更した場合は1ヶ月以内に会員に報告しなければならない。

附 則

この規約は昭和36年5月31日（本会の設立日）から実施する。

(昭和43年 4月26日 一部改正)

(昭和48年 5月 8日 一部改正)

(昭和58年 3月 8日 一部改正)

(平成 2年 3月16日 一部改正)

(平成 3年 3月15日 一部改正)

(平成 5年 3月 末日 一部改正)

(平成13年 5月16日 一部改正)

(平成17年 3月 4日 改正)

(平成18年 3月 3日 一部改正)

(平成19年 3月 9日 一部改正)

(平成23年 3月12日 一部改正)

(平成24年 3月12日 一部改正)

(平成24年 5月14日 改正)

(平成25年12月 2日 改正)

(平成30年 3月 9日 一部改正)

(令和 2年 3月 7日 一部改正)

(令和 2年 7月 1日 一部改正)

(令和 3年 5月 20日 一部改正)

(令和 6年 3月 18日 一部改正)

(令和 8年 3月 10日 一部改正)

(以下、余白)

細 則

第 1 章 方針

- 第 1 条 この会は規約第3条の「方針」に基づき、次のことを留意して事業を行う。
- (1) この会は地方公共団体や他の団体・機関との協議・協働に努めるが、本会への統制または干渉は受けない。
 - (2) 教育問題について調査・討議し、学校および教育行政に意見を述べるが、学校や行政の人事には干渉しない。
 - (3) 特定の政党や特定の宗教にかたよる活動をしない。本会の名、あるいは役員の名で政党や宗教と協働しない。
 - (4) この会またはこの会の役員の名で公私の選挙に立候補しない。また、この会やこの会の役員の名で候補者を推薦しない。
 - (5) 営利を目的とする行為をしない。

第 2 章 会員

- 第 2 条 本校生徒保護者および教職員は等しく入会の資格を有する。
加入非加入は原則として自由選択とする。

- 第 3 条 会員の総会での議決権は1世帯1票とする。

第 3 章 会費

- 第 4 条 会費制を廃止とし、第3章を削除とする

第 4 章 慶弔

- 第 5 条 会員及びその他関係者に対する慶弔費は、慶弔規定に準ずる。

第 5 章 その他

- 第 6 条 規約、細則に規定されていないことがらに関しては、学校との協議の上決定できる。

附 則

この細則は平成25年12月2日から実施する。

(令和 8年 3月 10日 一部改正)

(以下、余白)

慶 弔 規 定

- | | | | |
|-------|-------|-----------|--------|
| 第 1 条 | (弔慰金) | P T A 会 員 | 3,000円 |
| | | 教職員 | 3,000円 |
| | | 生徒 | 3,000円 |

- | | | | |
|-------|-------|--------|--------|
| 第 2 条 | (祝い金) | 教職員の結婚 | 3,000円 |
|-------|-------|--------|--------|

- | | | | |
|-------|-------|----|--------|
| 第 3 条 | (見舞金) | 生徒 | 3,000円 |
|-------|-------|----|--------|

※1週間以上入院 年度内1回

- 第 4 条 (附則)
- (1) 上記以外、特別な場合は学校長、P T A 役員との協議により認定しこれに従う
 - (2) 弔問、見舞に関しては任意とする。
 - (3) 上記各事項の慶弔慰金に対する返礼は一切無用とする。

この規定は平成25年10月12日より施行する。

(以下、余白)